

広島市告示第205号

令和7年4月1日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

1 子ども・子育て支援施設等の種類

認定こども園又は幼稚園において行われる預かり保育事業（第7条第10項第5号関係）

児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（第7条第10項第6号関係）

2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地

別紙のとおり。

3 確認年月日

令和7年4月1日

(別紙 1) 預かり保育事業

提供者の名称	提供する施設又は事業者の名称及び所在地		提供される教育・保育の量が基準を満たしているか否か
社会福祉法人微妙福祉会	日出みみょうこども園	広島市南区段原日出一丁目 1 4 番 1 6 号	満たしている
社会福祉法人緑井福祉会	認定こども園みどり保育園	広島市安佐南区緑井四丁目 3 4 番 1 7 号	満たしている
社会福祉法人みどり会	みどりの森おひさまこども園	広島市西区福島町二丁目 2 4 番 1 5 号	満たしている
社会福祉法人広島青樹会	亀山みどりこども園	広島市安佐北区亀山四丁目 1 0 番 4 7 号	満たしている

(別紙 2) 一時預かり事業

提供者の名称	提供する施設 又は事業者の名称及び所在地	
学校法人三幸学園	広島こども保育園	広島市中区上八丁堀 7 番 1 5 号